

一般事業主行動計画を策定しました

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるためには、国、地方公共団体、国民が一体となって対策を進めていかねばなりません。そこで、平成 15 年次世代育成支援対策推進法が制定されました。

当法人も次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定致しました。以下にその内容をお知らせ致します。

備考：行動計画とは・・・

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための計画などを定めるものです。



社会福祉法人友愛会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員がその能力を十分発揮できるよう職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。



1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
までの 5 年間

2. 内容

○目標 育児休業の取得状況を男性は 1 人以上、女性は出産者のうち 80%以上とする。

<対策>

- 平成 27 年 5 月
男性の育児休業取得並びに女性の育児休業取得促進に関する職員研修検討会の開催
- 平成 27 年 6 月～
男性の育児休業取得並びに女性の育児休業取得促進に関し管理職を対象とした研修の実施
- 平成 27 年 7 月～
全職員に対する研修の実施

• 平成 27 年 9 月～

周知資料の作成・配布並びに社内広報等を活用した育児休業取得の
呼びかけを実施

また、育児休業取得に関し会議等で定期的に周知・啓発を行う。

